



筑紫女学園大学リポジット

Zhang Zhidong and the Modernization Chinese Education

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 崔, 淑芬, CUI, Shufen メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1152

張之洞と中国教育の近代化

崔 淑 芬

Zhang Zhidong and the Modernization Chinese Education

Shufen CUI

はじめに

19世紀の中頃、中国は世界的には立ち遅れた半封建国家であり、欧米列強から植民地侵略の対象国と見なされていた。そのため、欧米に対抗し、自国を守るために欧米列強の長所を取り入れようと提唱する有志の士は多かった。ここに清の開明官僚を始め、民間の知識人はこぞって西洋文化の摂取に腐心、「夷を持って夷を制する」をモットーとしたのである。その中で最も注目されるのは、当時の清末光緒時代洋務派官僚、政治家、学者張之洞であった。彼は西洋物質文明を中国の伝統的儒教思想の枠組みの中に取り入れ、19世紀末の変法運動に対し著書『勸学篇』で「中体西用」を示し、急進的すぎる改革を戒めた。曾国藩、李鴻章、左宗棠と並んで「四大名臣」とも称される。

21世紀においてアジアの「文明」がどのような姿をとっていくのかを展望する時、20世紀の中国の文明のあり方に大きな影響力を持った張之洞を振り返ることも意味のあることであろう。従来、張之洞については洋務派官僚としての経済政策に関する研究が主流であったが、近年では近代化の全般に関して、特に社会発展と教育構築の面での評価が再認識されている。

拙稿は中国新教育制度萌芽期における近代化教育制度である「欽定学堂章程」・「奏定学堂章程」の教育趣旨とそのあり方を取り上げ、張之洞の「中体西用」教育構想、特に中国近代化教育に与えた影響などを中心に考察するものである。

一、中国の近代化と「中体西用」論

1、萌芽期の新教育

清朝末期に、アヘン戦争（1840-42年）と日清戦争（1894-95年）に敗北した後、西洋の近代文明が急速に中国に迫ってきた時代にあって、近代教育の導入や定着が余儀なくされるようになった。西洋の経済的、軍事的、政治的利害からくる圧迫を受ける中で、近代的な科学技術で国を強くするという認識の上になつて、さまざまな問題を直面している清政府にとって、新しく変動していた社会の発展を担う人材の養成は近代教育によってこれを行なうことが喫緊の課題となっていた。

中国には、古くから高級官僚や社会の指導者層育成のための高等・中等の教育機関が存在してい

た。従来の「儒学」の経典を中心とした伝統的な学制は、国子監（隋代以来中央に置かれた教育行政機関）を頂点とする府学・州学・県学・官立書院などの官学教育体系およびその下方へ広がる官立以外の書院をはじめ、義学・社学・書院・正音書院・義塾（族塾）・家塾などの公私立学校、さらに清王朝の満洲民族の宗学・覺羅学・旗学などの官立学校が、一つの教育体系を構成していた。それら各級教育機関の教員となったのは、科举制度と密接な関係を持っている。

科举制度は、中国で隋代の文帝（587年）から清末期（1905年）まで1300年余にわたって行われた官吏採用試験制度である。数種の科目を設け、童試・院試・郷試・会試・殿試など五段階を踏んで試験が行われたが、明・清代では郷試・会試・殿試の三段階となった。会試の一部挙人は地方儒学の教員となり、国子監生は儒学の教員に充当されたのである。地方における社学や義学の教員については、諸地方の地誌によれば「耆旧を選び師とする」。民国景県志『續文献通考』が「清末の社学には、地方儒学の生員をもって社学の教員とし、その差役を免除するという特典を与えた」ことなどを記している。つまり、その時点では教員養成の具体的な計画は立っていなかったものの、しかし反面では、教育そのものの土台は存在していたと言える。

そこから見れば、清末における人材の養成は、社会の発展を担い、国家のリーダーを育成する教育をめぐる改革の過程において、伝統的な学問及び教養が近代教育に導入される過程で、西洋的学問知識といかに並立しながら、近代の人材養成教育の中でどのように位置付けられかという問題である。

この新教育の萌芽期における欠陥について、清末～民国初期の啓蒙家、ジャーナリスト、政治家である梁啓超（1873年～1929年）は次のように指摘した。

「それ（教育）を振興しようともせず、根本的改革を図ろうともせずに、ただうまくやっただけようとして試みても、成果の殆んど上がらないのは当然であった。失策の原因には次の三項がある。その一は科举の制度がまだ改められず、就学するものの才能の貧しさである。その二は師範学堂が建てられて居らず、教師にその人材を得なかつたことである。その三は専門に分化されていなかつたために、学の深奥に到り得なかつたことである。」^(注1)

いわゆる教育改革を通して国家の独立と富強を求めため、伝統的学問教養の向上に新たな教育要素とした西洋の近代的学問精神をいかに取り入れることによって、近代社会の発展を担う人材の養成教育における中国の伝統的な教育の再構築しようと提唱されている。

一方では、当時の湖広総督である張之洞は、保守派康有為・梁啓超らの因循守旧な改革に反対しており、また変法派の自由民主・民権の主張をも批判した。そこで「通を務め、風気を開く」ため、光緒 24（1898）年、西洋学の研究をすすめ、同時に民権論を排し、保守と革新との中間に立つ改良論を説く『勸学篇』を執筆したのである。張之洞の議論の出発点は、「国を守ること、儒教を守ること、種族を守ること、この三事は一貫した関係である。保国・保教・保種は、一つの心に合わせると同心になる。保種はまず保教をしなければならず、保教はまず保国である。種族はどうやって保存できるか、智があればできる。智というのは儒教である。故に、国に威なければ教は縮まらず、国が強くなければ種は尊ばれぬ」。この「三保」のために、その前提条件は「西政・西学は中国に有益で、聖教を損なうことがなければ、たとえ古代に前例がなくても、受け入れてもよろしい」とした。^(注2) このように、張之洞は保守派よりかなり寛容に、積極的に「西学」を受け入れようとし

ているが、変法派が主張する「民主」「民権」とは決定的に相違している。すなわち中国の伝統的な「中学」、儒教の三綱五常、つまり、権力のない者は権力者に服従するという道徳観を維持することであった。従ってこの議論が直接的に清朝統治体制の擁護と結びついたのも当然であろう。張之洞は「民権の説」の説く男女平権・父子平等などは何よりもこの「三綱五常」に違反するものと認識していた。「もし民権の説が提唱されたら、愚民は必ず喜び、乱民は必ず作る。綱紀は行われず、大乱が全国に起こる。・・・民権の説は一益もなく百害がある」。^(注3)

このように、張之洞は民権と無政府、民主と法制、また資産階級の議会民主と封建専制的君主制などの関係を対立させる「民権」を恐れた。そして「難危之世」に当たって人材の尽くすべき任務は、この清朝を安定させた上で道徳・社会秩序を維持するという体制擁護と考えていた。そこで彼は、偏りがなく中庸的な道を選び、中学を守りながら西学を用いる、つまり中学は「本」であり、西学は「用」となすという「中体西用」論を主張し、「東洋の道徳、西洋の芸術」のような伝統的な精神文化を基盤に据えたまま、西洋の物質文明のみを摂取しようとする「文明の外形」を受容した。

張之洞（1837～1909年・道光16年～宣統2年）は、清末の政治家、学者、教育改革のリーダーのひとり。字は孝達。直隸（河北）省南皮の出身。1863年、拔群の成績で進士に合格、翰林院編修となり、以後十数年にわたり湖北学政、礼部侍郎など学問・教育機関の官職を歴任した。1884年から両広総督の地位にあり、1889年からの17年間にわたり、湖広総督としてその地域を統轄した。1907年に軍機大臣に昇進した張は清朝末期の大官僚でありながら、有名な政治家であった。対外強硬策で知られ、1882年山西巡撫、ついで两江総督に抜擢された。さらに、「富国強兵」策をとり、軍備の近代化や財政整理、産学振興に努める一方、電報学堂など新式学堂の設立にあたり、洋務派官僚としての業績をあげた。1889年、湖広総督に転ぜられるや、湖北省武昌を中心に新式軍隊の編成や兵器廠・紡績工場・製鉄所・鉱山の開発など富強化政策を継続して展開するとともに、西湖書院など旧教育機関の改革に取り組み、また湖北自強学堂や武昌農務学堂の設立運営にもあたった。教育の近代化に大きく貢献をした人物としてもよく知られている。

以上の如く、張之洞は、中国の近代史において大きな影響力を持った人物である。中国近代に関する哲学史・経済史・思想史・教育史等を論じる場合、必ず張之洞に言及しなければならないといっても過言ではない。とはいえ彼の経歴から見れば、科挙から入仕し、幼いときから専ら儒学の教育を受け、西洋学との接触は少なかった。洋務運動や戊戌変法などを通して、中国における近代国家形成の動きは始まったが、悠久な歴史を持っていると自負するがゆえにその動きは緩慢であった。そこで一種の折衷思想が産み出されたのである。

2、「中体西用」論の影響と新教育の展開

「中体西用」論は中国の清王朝で19世紀後半に展開された洋務運動（1860～90）のスローガンである。

「中体西用」論を最初に唱導したのは、清末の思想家、政治家、学者馮桂芬（1809～1874年）である。彼は「校邠廬抗議」という著作の中で、中国の伝統的観念を本質としながら、西洋近代科学の成果を評価し、近代的富国強兵策、また、諸国の富強の術を補助せよと主張した。^(注4) 馮桂芬

は清末の代表的政治家である李鴻章の幕友として、洋務運動に協力するため、中体西用論の立場から、西洋の科学技術を積極的に導入し、かつ中国人がみずから製造修理の能力を養うことをも力説した。これは、李鴻章ら洋務派官僚にしだいに受け入れられ、中国の伝統的な文化、制度、倫理道徳を根本的な「体」にして、西洋の科学技術を利用即ち「用」すべしという「中体西用」論を立てて、軍事を中心とする西欧の科学技術を導入する際の指導理念となった。

この論理は西洋文明摂取に大きく道を開き、のちには軍事技術、軍事教育にとどまらず、外国語能力が堪能な人材の育成、さらに、近代教育制度の改革にまで拡大された。

言語能力を効率的に習得させる意図については、

- ① 語学堪能の人材を養成して、外交交渉に応じる必要がある。
- ② 語学教育を受ければ西洋語でその国の事情を知ることができ、外交交渉の時にあたって、己を知り彼を知るという効果がある。
- ③ 敵ノ長ヲ我ニ得ルニ非ズンハ敵ノ命ヲ制スルヲ得ざる以上、西洋の書籍を数多く読破し、西洋科学知識や新式戦闘技術を完全に身に付けておかねばならない。^(注5)

1898年（光緒24年）4月、当時の湖広総督である張之洞が『勸学篇』を発表した。それは湖北省の教育制度の改革という経験を通して得た示唆をもとに実施に関する考えを提示したものである。また、この『勸学篇』の中で「中体西用」〈旧学を体とし、新学を用とする〉の考えを示した。それは理論上、最終的に洋務運動の支柱となったとともに、「新政」という改革の政策を踏み切った政府による近代教育の改革に理論的根拠を与えたものでもあった。

『勸学篇』は4万余字24篇、初編は「実学」の学習を奨励し、学問をすることの意味を説く。二編以下は西洋近代化についての深い理解が随所に見られる。そのうち内篇九は「中学」を論じ、外篇十五は「西学」を論じている。張之洞は『勸学篇』外篇の「学堂設立」において、新たな人材養成教育の内容範囲について、「中学」の「四書」（大学、中庸、論語、孟子）、「五経」（易、書、詩、春秋、礼記）、中国の歴史・制度・地図を定めたとともに、「西学」の範囲を西政、西史、西芸（西洋の技術）と確定したのである。外篇のなかに教育関係の游学篇（外国留学）があり、「時勢を明らかにし、志気を伸ばし、見聞を広め、才知を増すには、外国に留学するのがもっともよい方法であると、留学の効用を述べている。つまり、「内篇は本を務め、人心を正し、外篇は通を務め、風気を開く」^(注6)というように、自らも既成の国家体制の重要な担い手の一人として、それを守り支えることが国を守ることであった官僚的な国家感覚に基づいて、人材の養成教育における中華民族の伝統的社会規範・道徳倫理・政治理念というものを儒学が中心に、「体」として備えることを求めたと考えられる。

一方、「西学」にある「政」と「芸」の2つの要素に関して、「学制、地理、財政、税制、軍事、法律、工業政策、商業政策などは西政であり、数学、製図、鉱業、医術、音響学、光学、化学、電気学は西芸である」「各国の物産、商状、公法、律令の摂取やそのための外国語の習得は「自強」のための急務である」と述べていた。

彼は『勸学篇』教忠第二の中で、人々は国とは一体の存在であるという論理から清朝に忠を尽くすことを主張している。「漢唐以来、国家は厚く民を愛するが、聖清朝には及ばず」と清王朝を賛

美し、清王朝を守ることが、いわゆる「保国」であるとしている。「我朝は国の基礎が深固し、天も守ってくれるし、必ず立国ができる」「今日の時局は、只忠愛を激発し、富強を求め、朝廷を尊び、社稷を守ることが第一義である」。つまり張之洞は「文明」的國家をつくろうという発想からの出発ではなく、清王朝の支配政策を認め、その封建的専制制度を維持するという前提に立っているのである。また国際関係については、國家が世界に立足するには先ず強大な軍隊を持つこと、「いわゆる「強権政治、外国語」が大事であると思っている。「人は気がなければ生きることはいない。國は兵がなければ生存することができない」。そして、西洋の文明は「用」として採り入れると主張しながら、「中学」は「体」として壊してはいけない、「二千年以前、西洋には何の学があるか、何の政治があるか」彼は「大中華」文明觀から西洋の文明を「芸」としてみているのである。^(注7) いわゆる、「西学」から導入すべきものはただ「西芸」のみならず、広く「西政、外国語」も包摂しなければならぬと主張し、偏狭な排他的國粹主義や固陋な保守主義と異なることが窺える。

上述のように、張之洞は中国の科挙に合格したエリート官僚であった。12歳で秀才に、15歳で舉人、27歳で進士となった。封建時代から現代中国に過渡期の人物である張之洞は、「中体西用」論を通して、康有為、梁啓超らの急進的維新変革論を阻止しながら、封建的君主の独裁体制の崩壊を救うという政治的な狙いがこめられており、西洋文明に対してはその科学、技術、法制を受け入れ、自国の文化に対しては当然その宗教・倫理を維持することである。結果として「国学は精神、西洋学は実用学」となる。この論理・思潮は新進知識人だけでなく、官僚階級もほとんど一致していた。張之洞の「中体西用」論を歴史の中で見ると、新技術を採用し、近代教育を發展させることに積極的な面を持っていたが、中国の近代化を全体的に進めるといふ観点からすれば大きな制約として機能し、中体西用論の思想的影響力の強かった中国では、進展速度が遅く、20世紀の半ばになっても近代化を達成するには至らなかったのである。

この中体西用論について中国哲学者である加藤常賢博士は次のように論じている。

「中国の学問すなわち孔子の道は、古今中外を貫く世界第一の精神文明であって、これが学問道德の根幹である。だからこれはあくまで固守する。しかし機械のような西洋の物質文明は富国強兵のために必要であるが、それは永久不変の道ではない。それはただ利用すれば足りる。これは明らかに当時の進歩的官僚の洋務運動を、その反対者達に合理的に説得する為に作った理論であった。単なる方便として作り上げられたものではなく、当時の知識階級の儒教に対する根強い一般的信仰の反映でもあった」^(注8)

「中体西用」論は、張之洞の『勸学篇』で頂点を極めた。当時の社会に大きな影響を与え、反響を呼んだ。中国各地では、さらに復刻されて中体西用論を立て西洋文明の導入を図った。日清戦争に敗れたことによるショックと知識を海外に求めて中国の自強を図るといふ学制改革、留学生派遣などの実際的な提案が清末の新しい動きを作ったことは間違いない。

張之洞の門下生である翰林院の侍読学士の董紹箕は、この『勸学篇』を光緒皇帝と慈禧太后に進呈した。光緒皇帝と慈禧太后はそれを賛賞し、「その（勸学篇）の論理は平正通達し、學術と人心に有益である」として、軍機處に対して、各省の督撫および学政に一部ずつ「広く刊布、全力勸導、それをもって名教を重んじ、危害を抑える」^(注7) よう命じた。そして「欽定教科書」として

も全国に頒布され、その発行数は200万冊を上回った。また外国にも宣伝され、アメリカ長老会教士 Woodbridge は『勸学篇』を英文に翻訳し、1898年11月から英文誌『教務雑誌』(The Chinese Recorder) に一年余り連載した。さらに1900年、ニューヨークで『中国の唯一の希望』という書名で出版され、またフランス語にも翻訳された。

二、教育に対する改革措置

1、学堂章程の発布

1901年、光緒帝は「变法の上諭」の詔を出し、「新政」に着手せざるを得なくなった。ここに日本を範とした内政改革が本格的にはじまるのである。

同年、中央・地方の有力官僚に改革案の提出を求め、上諭に応じた。当時の湖広総督である張之洞は、両江総督劉坤一と連名で「江楚会奏三折」を上奏、いくつかの案件も朝廷に提出された。具体的には、「立憲君主制への移行」、「新軍の建設」、「商業の奨励」、また、「科挙の廃止をふくむ教育改革」などであった。

上奏では興学育材が不可欠だとして、教育改革を実施するよう提言していた。第一折の中で、専ら教育改革について論じ、次のような具体策を建議するのである。

- (1) 文武学堂の設置：小・中学堂から専門学堂、武備学堂、大学堂に至る近代学校教育を系統的に導入し、学堂の卒業生を科挙試験合格者に準じて優遇する。
 - (2) 科挙制度の改革：八股文による試験をやめ、試験内容を時務施策など実際的なものに改めるとともに、科挙合格者の数を漸次削減し、それを学堂出身者からの官吏登用に切り替えていく。武科挙は即時廃止する。
 - (3) 海外留学の奨励：学堂の早急な設立は困難なので、そのかわりに海外留学を奨励し、留学帰国者には科挙出身者と同等の資格を授与する。また、私費留学も官費留学と同じ待遇をする。
- と、教育改革を唱え、1904年に「奏定学堂章程」として政府から中国近代教育制度の創始や1905年の科挙制の廃止、京師大学堂（1898創設、1912年、北京大学と改称した）中心の近代化教育整備に繋がった。

光緒27（1901）年8月、清朝政府は、張之洞、劉坤一（官僚、両江総督）等の上奏に基づき、各省に対し旧来の書院をそれぞれ近代学校に改組することを命じ、そのモデルとして義和団事件で閉鎖されていた京師大学堂を再開させるとともに、科挙制度は武備を廃止して、文科のみとし、その試験内容は八股文をやめて時務策に改めるよう決定した。

光緒28（1902）年には、教育改革のための施策として管学大臣張百熙により『欽定学堂章程』（通称は「壬寅学制」）が公布された。

この章程は諸外国、特に日本の制度を参考にして作成されたもので、『京師大学堂章程』・『大学堂考選入学章程』・『高等学堂章程』・『中学堂章程』・『小学堂章程』・『蒙学堂章程』から成る。学校制度は、初等教育機関としての蒙学堂（4年）、尋常小学堂、高等小学堂（各4年）、中等教育機関としての中学堂（4年）、高等教育機関としての高等学堂または大学予備科、大学堂（いずれも3年）、

大学院（無定期）の三段階八種類の学堂で構成されており、児童は5歳で蒙学堂に入学し、大学を卒業するまで合計20年を要することになっていた。蒙学堂は後の初級小学に相当し、入学年齢は満6歳であったが、創設のはじめは10歳以下とした。また尋常小学堂は後の高級小学、高等小学堂は後の初級中学に相当し、同じく創設のはじめはそれぞれ15歳以下、20歳以下の者の入学を認めた。中学堂には実業科の附設が認められていた。また、大学堂は、政治・文学・理科・農科・工科・商科・医科の七科に分かれていた。また、師範学校の設置や学生の募集、習年限などを大まかに規定した。大学院は高等深淵な学術の研究機関であって、学習に期限はない。これ以外に実業教育があり、中等実業と高等実業の2等級に分かれている。

この学堂章程について、『最近卅年中国教育史』の著者である政治家・学者陳啓天は、中国近代教育史の萌芽期を『欽定学堂章程』制定以前の時点までとし、「欽定学堂章程」以後は近代教育の「建立期」の中に包括したことを説明している。^(注9)教育学者余書麟著の「中国教育史」もまた、いわば、「欽定学堂章程」の制定期までを新教育の萌芽期とし、「奏定学堂章程」制定以降の時期はこれを新教育の「確立期」の中に包んで説術を試みている。

いわば、「欽定学堂章程」の発布は中国近代教育史において近代教育の「建立期」あるいは「確立期」とは言え、中国初の近代的かつ系統的学制であることが認識されているが、しかし、張百熙の意欲的な教育改革に対しては、政府部内の保守派の反発が強く、また学校制度自体の不備もあったため、欽定学堂章程は京師大学堂の再開を除いて、ほとんど実施されないままに終わった。当時、進歩主義者として人望のあった張之洞が起用された。張之洞は洋務派の一人として、政治改革よりさきに、教育の改革を行わなければならないと積極的に教育の改革を進めることを主張しながら、「戊戌変法」以後新たに台頭してきた革命派の観点にも反対の立場をとった彼は、「穏健的」な行動をとる人物として、政府から信頼を得た反面、反対派からは「保守的」というレッテルが貼られるようになった。

張之洞を純粋な教育者と見なすことはできないが、中国における教育方面に残した彼の足跡は他の事跡よりも多いものがあった。彼が進士になってからの仕官時代は四期に分けることができる。第一期は学政時代、第二期は司業侍講時代、第三期は総督時代、そして第四期が学部・尚書時代である。第三期を除いて、その他の三期間に奉じていた職務はいずれも教育関係のものである。

また、彼は学政の時代（32歳～38歳）に經心書院や尊經書院をつくり、尊經閣を建てて、広く書籍を集めた。総督時代（45歳～70歳）には、広雅書院・水師学堂・西湖書院・自強学堂・武備学堂および小中学堂・師範学堂・実業学堂、また農業、工業、商業、鉄道、外国語などの学堂を創立している。たくさんの学堂ができたのは、彼が高官の権力を握り、国家の力を借りたからとも言えるが、本人が教育に積極的な姿勢を持っていたことがもっと重要な原因であったということが出来る。

新しい教育方針を定めるため、張之洞および張百熙、榮慶二人の管学大臣の連名になっているが、ほとんど張之洞一人が立案したものだと言われている。^(注10)

光緒30（1904）年1月、張之洞は光緒帝に「京師大学堂は学術、人材の根本に関わり、非常に重要である」と上奏している。この上奏文では次のように述べられている。

「立学の趣旨に至りては、いずれの学堂たるを論ぜず、均しく忠孝を以て本となし、わが国の經典史籍を以て学の基礎となす。学生を以て純正に帰せしめ、然る後に西学を以てその知識を貯え、その技能を練り、務めて他日の人材たらしめ、各々実用に適さしめて、国家の英才を育成し、慎みて流弊を防ぐの意に副わんことを期す…」^(註11)と、そこには張之洞の教育思想が最も端的に示されている。つまり、張之洞は『勸学篇』において示した「中体西用」論を基本にしながら、全国の近代学校制度を定めた『奏定学堂章程』にそれを具体化したのである。彼の提示した方針は清朝末期における近代的人材育成に関わる各種の論議をふまえたものであり、伝統的な学問や教養を西洋の近代的知識をどのように調整するかを提案していった。

1904年1月、『欽定学堂章程』に代わるものとして、『奏定学堂章程』が制定された。新章程において初めて、全国の学務を統括するため「総理学務大臣」が特設され、学制実施についての全般的な方針を規定したもので56項目より成っている。さらに、1905年にこれまでの官僚の選抜手段となっていた科挙制度を正式に廃止し、政府に中央教育行政機構として「学部」が設置され、教育行政面の整備が進んだ。

1902年の『欽定学堂章程』、1904年の『奏定学堂章程』の公布にともない、中国における近代学校制度がようやく発足するに至った。

2、近代教育の改革措置

『奏定学堂章程』はいうまでもなく、全国的な学校体系の一本化と、全面的な学堂の設置を意図したものである。それを要約すると、伝統的な中華思想を温存しながらも、西洋的な科学文化を導入、また、近代的な国防教育を施そうとするもので、国家主義的な富国強兵の路線に沿ったものであるといえる。

そこでは、『奏定学堂章程』に基づき、新たな近代教育の導入、改革措置をどのように整備するか、これまでの政府が主導してきた官僚および近代の専門人材の養成をめぐる教育のあり方およびその内容の充実問題には、これから何をどの方向へ進めていくべきかという課題が浮上してきた。

それについては、1904年11月に頒布された『章程』の「学務綱要」の第一条、「全国学堂総要」の中には、「京内外の各大小文武学堂は均しく論旨を欽遵することを以て、趨勢を正しくし、人材の養成を宗旨と為す。外国の学堂においては智育、体育のほかに、徳育が最も重んじられるが、中国も例外にあらず」、「宜しく読経を重んじ聖教を存すべし。学堂では古来の経書を読むに用いる中国の文辞を廃棄してはならない」と規定され、「若し学堂にて経書を読まざれば、則ち「堯舜禹湯、文武周公、孔子之道、所謂三綱五常」は尽行廃絶し、中国は必ず立国する能わず。学、基本を失えば則ち学無く、政、基本を失えば則ち政無し。基本失われれば、則ち愛国愛類の心も亦た之れに随って改易せん。安んそ富強の望有らんや。」と、儒教は伝統「中国」の「立国」の基本であり、それが廃絶されれば中国の「立国」そのものが解体される教育理念が明示されている。

また、教育課程は「中学為体、西学為用」の考え方から、「忠君」「尊孔」の儒教主義モラル注入のための教科に、国家強盛に役立つと見られる近代的諸教科を付け加えることによって構成されていた。この教育理念下の近代化教育は、その教育内容に儒教の色彩が強く、読経・講経の時間が多

い。これに対して、教育専門研究者陳青之は以下の4点を指摘して批判する。

- (1) 封建思想がきわめて濃厚であること。
- (2) 科挙の遺毒が依然として保存されていること。
- (3) 民族意識（国家主義）が次第に顕著になっていること。
- (4) 君権を提唱して民権を抑制していること。^(注12)

当時の教育のあり方およびその内容から見れば、次の諸点を挙げられる。

一つ目としては、①経学の授業時間数が多い。大学堂専設経学科及び高等学堂と優級師範学堂に経学大意・群経源流が課せられているほか、中学堂及び初級師範学堂では、読経講読は毎週36時間のうち9時間で、全課程の4分の1を占める。高等小学堂では読経講経が毎週36時間のうち時間で3分の1、初等小学堂では同毎週30時間のうち12時間で5分の2を占める。

②男性のみの偏った教育で、女子教育に関しては章程を通じてなんらの規程箇所がない。ただ、蒙養院の蒙養家教合一の章の中で、「家庭教育をもって女学を包括する」と挿入されているだけである。女子は家庭で教育を受けることができるだけで、学校の特設を禁止する。もし正式に女学を設立すると、西洋の習気に汚染して風化を損なう恐れがあるとしている。

③中学以下に初めて私立学堂を認めながら、高等学堂以上はまったく官立によるものとし、一方では新教育を提唱しながら、もう一方ではその設立を制限しているなど、さまざまな矛盾がある。

二つ目としては、学堂卒業奨励のため、一方では科挙を廃止しておきながら、一方では科挙の弁法と荣誉を学堂内に持ち込んでいる。

三つ目としては、①小学堂で本国語文字の学習を主とし洋語の兼習を禁止し、学務綱要にも「初等、高等小学堂は、国民をして国に忠に、聖教を重んじる心を養成することを主とし、均しく漢文をもって教授し、いずれも西洋文を学習させない。これをもって国学が根底から荒廃することを防ぐ。

②各学堂では、すべて官話（国語）を練習し、学習の官話は「聖諭広訓」の一書をもって標準とせよという。それは、全国の言語を統一し、国民の感情を融合するためである。

四つ目としては、私立学堂では政治学習及び兵操を禁止し、学生が国政に関与することを禁止しているが、これはみな、民権主義の教育を抑制しているものである。また、学校祭に逢うごとに「聖諭広訓」を宣講し、各学堂がひとしく論旨を欽遵する。また、忠孝の二字をもって敷教の本となすべきであるとしているが、これはみな、君権主義の教育を提唱しているものである^(注13)。

陳青之は、以上の4点から奏定学堂章程の弊端を指摘、厳しく批判している。その中の第二点、「この章程は科挙の遺毒が依然として温存されている」。というのは、当時の学部が各学堂の卒業生に対して各種の「奨励」を与えたことを指している。この奨励資格とは、科挙制度と旧学校制度の時代に与えられていた進士・挙人・貢生・生員など資格で行われる。

- (1) 通儒院、大学堂卒業生には進士
- (2) 高等学堂及びこれと同等学堂卒業生には挙人
- (3) 中学堂及びこれと同等の学堂卒業生で、官立上級学堂進学者には貢生
- (4) 高等小学堂及びこれと同等学堂の卒業生で、官立上級学堂進学者には廩生・增生・附生のことを指す。試験の成績によって最優等・優等・中等の3等の者にのみ与えられる。

つまり、奨励章程とは、科挙の進士・挙人・貢生などの出身者となることを最上の榮譽とする科挙制の影響をうけていた中国人の意識を満足させることによって、近代学校の上部構造としてのエリート養成を振興しようとするものであった。

その教育のあり方および目的について、張之洞は、「今の時局は、忠・愛を激発し、富強を求め、朝廷を尊び、社稷を守るのが第一義である。人々は親を親にし、長は長にすれば天下は安定することができる」。軍と民を教育し、「上を犯さず、乱を起さず」。故に「自由・民主・民権などは乱を起こす言である」。この王権を高唱することによって反民主主義になってしまい、人材の養成も専制主義をもたらすことになった。このため彼は、学令を編纂規定したときに、一方では「京外の大中小文武各学堂は均しく論旨に従い、端正趨行、英才を養成する趣旨となす」と規定しながら、「私立学堂は政治法律の専門学科を講習することを準ぜず。以って妄談謬論を防ぐと強調したのである。」^(注14)

一方では、張之洞は教育の質を高めるため、「六つの学堂の法」を主張した。①新旧兼学 ②政芸兼学 ③宜しく少年に教える ④時文を学堂で特別に授業せず ⑤利を争そわせず ⑥師を無理に求めず。^(注15)

以上の「六法」をみると、四、五番目の法は当時の学堂間の争いと教員不足、質の低い状態を指摘するとともに、「新学」教育の重要性を主張したのである。そこで張之洞は、対立している「新学」と「旧学」を「一体」として融合し、「旧学」を維持しながら「新学」を取り入れようという「中庸」の道を選んでいるが、そこには「中」「西」を調和させるという苦心が見てとれる。

張之洞は、科挙の試験に合格し清朝を支えた洋務派の超エリート官僚であり、その思想は儒教を基本とし西洋の思想を取り入れ、即ち、「中体西用」という折衷的な考えになったといえよう。故に「旧学は体となし、新学は用となす」を提唱しながら「体」と「用」はどちらもゆるがせにはならないと強調した。これは当時の「中本西末」、「中主西輔」などの主張よりはるかに進歩している。彼は新学、実学を重視し、新学の実用について、彼はこう語った。「教養は強国の実政である。奇抜淫巧ではない。」さらに彼は「西芸」を重んじるだけでなく、「西政」も重視している。「およそ国を救う計は、政は芸よりもっと急である」と張は「西政」の重要性を十分に理解していることが窺える。^(注16)

一方では、近代化教育が直面している各人材養成と教員不足などを、日本に学ぶことで解決する考えは、実用主義を推進してきた洋務派も日清戦争以後、同じように考えた。その代表は張之洞で、彼は『勸学篇』外篇のなかに教育関係の遊学篇（外国留学）があり、「時勢を明らかにし、志気を伸ばし、見聞を広め、才知を増すには、外国に留学するのがもっともよい方法である」と、若者の海外留学をすすめており、留学の効用を述べている。

「出洋の一年は西書を読むの五年に勝る。此れ趙嘗平が百聞一見に如かずの説なり。外国学堂に入るの一年は中国の学堂の三年に勝る。此れ孟子の之れを莊嶽に置くの説なり。遊学の益は幼童の通人に如かず……遊学の国に至っては、西洋は東洋に如かず。

一つ、路近くして費を省き、多く遣すべし。

一つ、東文は中文に近く通曉し易し。

一つ、西書甚だ繁にして凡そ西学の切要ならざるものは東人すでに刪節して之れを酌改す。中東の情勢風俗相近く倣行し易く、事半ばにして功倍することこれに過ぐるものなし。若し自ら精を求め備を求めんと欲すれば、再び西洋に赴いて何ぞ不可あらん……」と、留学先として日本を薦めた。(注17)

張之洞の『勸学篇』が日本留学に関する宣言書であることは、中国研究者である実藤恵秀の見解の通りである。「彼(張之洞)の、極力学生を日本に派遣せよとする主張は、中国官紳層の見解を代表しているのみならず、光緒24年6月に下された張之洞が書いた勸学篇は學術や人心に、大いに裨益する。揃っている副本40冊は、軍機部を通じて各省督撫学政に各1冊ずつを頒布する。広く刊布して、力を込めて勸告指導させ、彼の主張が如何に重視され、且つ政府の留学方針を如何に左右したかが窺われる。」(注18)

このような日本留学についての見方は当時の中国知識人に共通したものであった。注目すべきは、彼らの求めたのは日本文化それ自体ではなく、日本の学んだ西洋文化を簡便かつ速成的に習得することにあつた、ということである。このほか清朝指導層にとって日本の立憲君主制、制度における儒教的伝統の重視なども、日本留学を奨励する要因となつたであろう。

こうして中国の日本留学は、1902年の500人(中国留学生が最初正式に來日したのは1896年の13名であつた)は、翌年には1,000人に倍増、実藤恵秀の研究によると科挙制度が廃止された後、1905年には、留学生の数は8,000人となり、1906年には1万人をオーバーするほどであつた。しかし、この留学生数についての推定はあいまいなものである。一方では、日本外務省の留学生に関する調査によれば、1906年5月現在で中国人留学生は、総数7,283人(文部省直轄学校262人、公私立学校7,021人)となっている。(注19)

一方、義務教育は「奏定学堂章程」の中に論及されているが、明文はなかつた。1911年(宣統3年)になってようやく全国教育会連合会議が『義務教育実施のための予備方法』という案を定め、ここで初めて学部は教育事務の取扱いとして細目を制定、翌年の1912年から義務教育が始まつたのである。しかしその後の民国の不統一と内乱、戦争蜂起のため事実上、その教育の実施を期待するわけにはいかなかつた。この問題は20世紀後半に持ち越されることになつたのである。

上述のように、20世紀初頭頃、中国を担う新たな人材の養成が緊急に迫られ、教育問題が重要なウエートを占めるようになったが、清朝末期に実行された啓蒙運動や戊戌変法など一連の政治改革はただ官僚・知識階級と一部民衆にある程度の影響を及ぼしたに過ぎなかつた。また、張之洞の代表としての「道不変」に基づいて「人材主義」教育は「学務綱要」の開巻の頭第一に定めた趣旨によれば、第一は経国済民の人材を養成する。第二は、中欧兼備の人材を訓育するのである。このような政治・教育の政策は、決して広範な国民に対してその思想・文化の根本的な変化をもたらすまでには至らなかつた。結果としては外国語学校、工業、農業、軍事学校が次々と設立され、科挙制度の廃止、新しい学制の実施など大きな発展を遂げたが、発展の程度となるはるかに低かつたと言わざるを得ない。

終わりに

以上述べたように、20世紀初頭頃にスタートした中国の近代教育は大きく遅れてしまった。その原因は、政治的・経済的理由の外、主たる原因は伝統的な思想に制約され、「裏」は依然として旧のまま「表」を治すだけにとどまったことにあり、高いレベルに達することができなかつたのである。近代中国教育を通じて立て直そうという使命感に迫られた張之洞は、中華的な精神文明の論理から抜け出すことができなかった。彼は旧学を批判する一方で、それを保持しようとした。新思想を提唱しながら、それを忌避する一面を併せ持っていたのである。彼が提唱した「中体西用」論は中国の思想界において、国の独立・富強を求め、それを自国において実現することを望んでいたが、従来の「天朝を知らず、世界を知らず」という鎖国自守の観念を打破し、伝統教育に大きな打撃を与え、西学を受容するまでには至らなかった。

一方では、張之洞の『観学篇』は、教育改革の方針については政策的な視点が主なものになっている。曰く「西洋の書を翻訳し、西洋の文明を広い範囲で宣伝し、以て文明建設を促進する」等々。これらの政策は、新教育の設立および学制の制定にももちろん重要な意味合いを持っている。「奏定学堂章程」に結実する新教育の建設に一定の貢献をしたとも言える。しかし「道不変」を主張することによって中国の近代文明が成功する道を塞いでしまった。張之洞が求めた「人材主義」教育は、清末政権を維持するための少数の優秀な人材を重視するに滞り、「国家主義」的な教育になってしまったのであった。

注

- 1、梁啓超『飲冰室文集』第一冊 P.34 中華書局 1916年
- 2、『張文襄公全集』「勸学篇序」 P.544 中国書店 1969年
- 3、同2「正権第六」 P.557～558
- 4、馮桂芬『校邠廬抗議』附「上海設立同文館議」 文海出版社 1971年
- 5、『李文忠公全集』「李文忠公奏稿」 卷3 P.57 同治二年正月二十二日 文海出版社
- 6、同2「勸学篇序」同上書 P.546～547
- 7、同上「勸学篇・上論」 P.543
- 8、加藤常賢『中国原始觀念の發達』 中文館書店 1943年
- 9、陳啓天『最近卅年（1898～1927年）中国教育史』 P.74 文星書店後刻本 1962年
- 10、丁致聘『中国近七十年来教育記事』 P.72 台北商務印書館 1961年
- 11、同上『張文襄公全集』 P.679
- 12、陳青之『中国教育史』 P.582～584 大学叢書 1936年
- 13、同上『中国教育史』 P.609・610
- 14、朱有瓚主編『中国近代学制史料』 P.136 上海華東師範大学出版社 1987年
- 15、同9 陳啓天『最近卅年（1898～1927年）中国教育史』 P.72
- 16、『張文襄公全集』「勸学篇」外篇益智第一 P.566
- 17、張之洞『張文襄公全集』「勸学篇」下、外篇遊学第二 P.568～569
- 18、実藤恵秀『中国日本留学史』 P.42 くろしお出版 1960年
- 19、実藤恵秀『中国人日本留学史稿』 P.141 日華学会刊 1939年

(サイ シュクフン：アジア文化学科 教授)